

金沢水際線緑地における駐車場等の整備・管理運営を行う事業者を選定しました

横浜市では、平成30年10月に横浜市港湾施設条例を改正し、民間事業者により港湾環境整備施設の機能の増進に資する施設を設置することが可能となりました。

このたび、この制度を活用して、令和元年の台風第15号の高波により被災した金沢区福浦地区（金沢水際線緑地）において、周辺道路における違法駐車に対応するための駐車場や、利用者の利便性を向上させる飲料等を提供する施設などを新たに整備し、遊歩道と一体的及び効果的な運営を行う事業者を公募し、次のとおり選定しました。

1 選定事業者

三井不動産リアルティ株式会社（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号）

2 事業概要

整備する施設は、時間貸し駐車場（自動車・自転車・バイク）、飲料・カップ・食品等多種の商品が揃う自動販売機、シェアサイクル、横浜金沢ブランド等地元産品の情報発信用掲示板等です。



3 事業対象地の概要

名称	金沢水際線緑地
所在地	金沢区福浦二丁目
整備面積	土地：約7,000㎡ 管理棟：約70㎡
用途地域	工業地域
許可期間	最大5年（更新可）



4 選定等に係る日程

(1) 選定までの流れ

令和4年11月25日（金）	事業者の公募
令和4年12月16日（金）	公募締切
令和4年12月23日（金）	事業者の選定

(2) 今後のスケジュール

令和5年3月	設置等許可、許可を受けた事業者による工事着工
令和5年4月28日（金）	供用開始（予定）

お問合せ先

港湾局賑わい振興課長 古瀬 謙一 Tel 045-671-2874